

平成 2 7 年度 安城市行政評価報告書

(平成 2 6 年度に実施した事務事業)

安城市行政評価委員会

平成27年9月8日

安城市長 神 谷 学 様

安城市行政評価委員会

委員長 村 林 聖 子

副委員長 山 下 眞 志

委 員 磯 貝 禎 之

委 員 小 森 義 史

委 員 野 村 剛 生

安城市の平成26年度実施の事務事業について、公開行政レビューを実施し、このたび行政評価報告書をまとめましたので報告いたします。

記

行政評価という仕組みは、持続可能な行政経営を行っていく上で行政改革とともに必要な取り組みとされていますが、安城市は、昨年度より、市民と行政との新たな協働として、「公開行政レビュー～市民による市民のための公開事業評価～」を実施しています。

21名の市民評価員に参加していただいた今年度の公開行政レビューでは、7事業のうち6事業が「現行どおり」、1事業が「拡充」という判断となりました。これらの判断には、各事業を安城市が行う必要性が市民に伝わったことが示されていると思います。ただし、これらの判断の中にも、現在の取り組みについての工夫を求めるコメントや、町内会の負担を指摘するコメント、また部署間の連携を求めるコメントもありました。安城市の行政経営にあたる職員には、市民の一つ一つの意見を活かし、事業を見直しながら推進していく姿勢を持っていただきたいと思います。

このたび、公開行政レビューにおいて評価員から出された評価及び意見を集約し、当委員会として評価結果を以下のとおり取りまとめました。

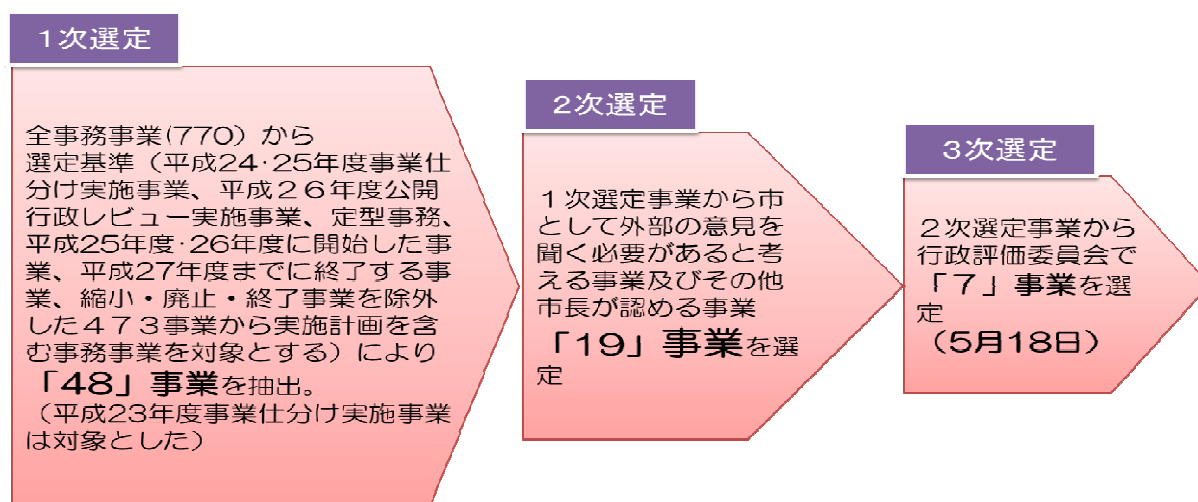
この報告書の内容を踏まえ、事業内容を検証し、改善に向け積極的に取り組んでいただくことにより、安城市にとって持続可能な行政経営が図られるよう期待いたします。

1 安城市の行政評価（公開行政レビュー）への取り組み

（１）公開行政レビュー「市民による市民のための公開事業評価」のポイント

- ・ 事業仕分けの３つの視点、「外部の視点」、「公開議論」、「市民参加」を踏襲する。
- ・ 行政に関心の高い市民（パートナーバンク登録者）及び事業仕分けに参加した市民判定人経験者を評価員(市民評価員)として活用する。
- ・ 事業仕分けのように「要・不要」で判断しない。行政職員は事業をわかりやすく説明し、市民に理解をしてもらうよう努め、市民評価員は事業をより良くするような改善の視点で議論をするよう努める。
- ・ 市民に影響が大きい実施計画事業を含む事務事業から、行政評価委員会がレビュー対象事業として７事業を選定する。

（２）事業選定の流れ



（３）選定事業

事務事業名	担当課
防災一般事業	危機管理課
市民参加・市民活動推進事業	市民協働課
生活道路新設改良事業	土木課
野外センター活用事業	学校教育課
野外センター開放事業	スポーツ課
屋外体育施設管理事業	スポーツ課
文化財保護事業	文化振興課
地域包括支援センター運営事業	高齢福祉課

（４）公開行政レビューの実施

①実施日 平成27年7月25日（土） 午前9時15分～午後5時まで

②会場 安城市民会館 3階 大会議室

③参加者 コーディネーター：1人、コメンテーター：1人、
評価員：24人 内訳 行政評価委員：3人（欠席1人）、市民評価
員：21人（欠席4人）

④レビューの流れ

（ア）担当課による事業説明（5分）

（イ）行政評価委員による質疑応答（10分）

（ウ）評価員（行政評価委員、市民評価員）、コメンテーターによる質疑応答
（25分）

（エ）評価員による評価（評価シートの記入）、コメンテーターの確認（5分）

（オ）行政評価委員の意見（3分）

（カ）評価発表、コメンテーターの総括（2分）

⑤評価方法

行政評価委員及び市民評価員が評価区分を用いて評価する。

※市民評価員の選出について

（ア）平成23年度から平成25年度に事業仕分けに市民判定人とし参加し
た159名に対し15名程度を募集し、応募33名（※159名は、
平成26年度市民評価員20名を除いた人数である）。

（イ）行政に関心の高いパートナーバンク登録者165名に対し、10名程
度を募集し、応募38名（新規）。

⑥評価区分（3区分）

拡充：事業規模（事業量、予算、人員）を拡大し、事業内容を充実させるもの。

現行どおり：事業規模または事業内容を現行どおり維持・継続するもの。

縮小：事業規模または事業内容を減らすもの。

（5）平成27年度公開行政レビュー評価結果

（単位：人）

事業番号	事業名	担当課	評価結果	評価結果内訳		
				拡充	現行どおり	縮小
1	防災一般事業	危機管理課	現行どおり	7	16	1
2	市民参加・市民活動推進事業	市民協働課	現行どおり	6	13	5
3	生活道路新設改良事業	土木課	現行どおり	6	18	0
4	野外センター活用事業 野外センター開放事業	学校教育課 スポーツ課	現行どおり	2	20	2
5	屋外体育施設管理事業	スポーツ課	現行どおり	5	18	1
6	文化財保護事業	文化振興課	現行どおり	9	14	1
7	地域包括支援センター運営事業	高齢福祉課	拡充	13	7	3

* 評価員24人（行政評価委員3人、市民評価員21人）

・事業番号7 評価員23人（行政評価委員3人、市民評価員20人）

2 行政評価委員会における評価結果

事務事業名	1 防災一般事業【危機管理課】
事務事業の内容	市民生活を脅かす地震や風水害などの災害に対し、設備や備蓄物品の計画的な充実を図ります。 災害時の多角的な支援体制を構築するため、災害協定の締結を促進します。 市民への災害情報伝達手段の普及を促進すると共に、防災意識の向上を図るため啓発活動を推進します。 災害対策本部機能を充実させると共に、情報網を整備し災害発生時の対応力強化を行います。
意見	・防災倉庫や防災ラジオ、マンホールトイレの「計画的な充実」とあるが、どれだけ整備・普及させればどれだけ減災が見込めるとして事業を進めているのかがあいまいである。このような説明とともに市民に周知すべきである。 ・「市民への伝達」とあるが、もはや市民は情報の受け手であると同時に発信者でもある。この認識に基づき、危機管理の所管部署として情報発信に努めるべきである。 ・防災・減災において、自助と共助に続く公助であるにもかかわらず、事業の多くが行政の一方向で進められがちである。市民協働を意識し、常にPDCAサイクルを回して、検証し改善を図っていただきたい。また「減災まちづくり研究会」は、「行政と市民が積み重ねてきた成果」をもとに日頃から顔の見える関係づくりを継続していくために設けられた、共助のための組織であると思われる。この主旨を忘れないで継続して活動いただきたい。
今後の課題	・「防災一般事業」の中の取り組みが多すぎて、事業自体の目標が不明確になっている。何を目標にするのかを検討して整理し、複数の事業に分割することを検討していただきたい。 ・人材なくして減災なし。場所や設備、備品の備えも大切であるが、それを活用できる人がいてはじめて減災まちづくりが実効性を持ち、具体的に推進される。担い手として現在は自主防災会や町内会が期待されているが、高齢化という課題があることを踏まえ、中学校区単位での地域防災コーディネーターの育成など、人材育成や組織構築、実地訓練なども検討していただきたい。 ・具体的な防災・減災のアクションプランは、市民協働で作成される必要がある。減災まちづくり研究会の運営を検討し、市民や事業者も含め、広く英知を集めた実効性のある取り組みをしていただきたい。
評価結果	現行どおり

事務事業名	2 市民参加・市民活動推進事業【市民協働課】
事務事業の内容	市民参加条例（H23.4）、市民協働推進条例（H24.10）を策定し、市民参加と協働のまちづくりを進めるための事業です。市民参加は、取組状況を審議会で評価しています。また、多くの市民が市政参加できるように、人材リストを活用しています。市民協働は、市民協働推進計画（H25.3）に基づいて、スタートアップ事業（協働の人材養成事業、活動補助事業など）をはじめ、54事業を審議会で進捗状況を審議しながら進めています。さらに、市民が安心して社会活動を行えるための「ふれあい補償制度」を運用しています。
意見	・団体登録数や参加者数だけではなく、活動内容や活動の実態とともに、新規に参加・活動を開始した人がどれだけいるのかを把握すべきである。 ・所管部署から市民への発信が不足していると思われる。市民参加・市民協働の拠点として、所管部署は、市民との連絡のレベルに止まってはならない。どのような市民参加・市民協働を実現するのかを、「防災」や「環境」や「健幸都市」など安城市のキーワードとの関係で方向付け、重点支援することまで踏み込むべきである。 ・市民参加と市民協働の区別があいまいであるように思える。例えば「環境アドバイザー」、また多く行われている「実行委員会」また「協議会」はどちらであり、どのような違いがあるのかを明らかにし、市民に示す必要がある。 ・自治基本条例等の施行の前後で、市民参加と市民協働の内容の質がどのようにどれだけ変化・向上したのか、それを把握しているのか否かがあいまいであると思われる。
今後の課題	・活動内容や活動の実態の把握をし、市民参加・市民協働のレベルアップと広がり積極的に支援していただきたい。 ・市民活動センターにはハブ機能が期待されているが、その機能がどれだけ果たされているのか、課題は何であるのかを検証し、市民に情報公開していただきたい。社会福祉協議会ボランティアセンター、生涯学習ボランティアセンター及び青少年の家との情報共有がどこまで進んでいるのか、またまちづくり人養成講座の修了者が協働コーディネーターとしてどのように活躍しているのかについても検討していただきたい。 ・自治基本条例等の施行前後で市民参加と市民協働がどのように変化・向上したのかを、市民参加推進評価会議、市民協働推進会議、市民活動センター運営会議等で検討し、その結果を市民に公開していただきたい。
評価結果	現行どおり

事務事業名	3 生活道路新設改良事業【土木課】
事務事業の内容	町内会の土木事業要望に対応した生活道路の環境改善を実施します。 町内会要望による生活道路の道路側溝等の新設、改良工事を実施します。 町内会要望による生活道路の拡幅工事を実施します。
意見	・要望がどのように上げられ、着工の優先順位がどのように決められているのかを、町内会だけではなく、市民が理解できるようにする必要があると思われる。 ・町内会からの要望に応えるというやり方も必要であるが、行政としての判断を示すことも必要である。生活道路は防災・防犯面でも重要であることから、例えば、学校や高齢者施設などが存在する区域を優先するなどの判断は安城市がすべきである。 ・町内会に連絡できる時間帯に就労している人や障害者、外国籍者など、町内会との接続が難しい住民の存在を常に意識していただきたい。
今後の課題	・広報や市の Web ページ、また ICT 技術やアプリ (FixMyStreet 等) を活用し、広く要望を聞くとともに、要望に対する結果とその経緯を市民に公開し、生活道路の整備について市民の理解を得る努力をしていただきたい。 ・生活道路の整備が防災、防犯、交通安全など市民生活に大きく影響を与えることを再認識し、他部署・他部門と情報を共有して、道路という「線」で考えが終わることなく、まちづくりという「面」という視点で考えていただきたい。 ・生活道路の整備は、安城市が目指す持続可能なコンパクトシティの血管として、明快な判断と丁寧な市民への説明に基づいて、地域と協働して整備を進めていただきたい。
評価結果	現行どおり

事務事業名	4 野外センター活用事業【学校教育課】 野外センター開放事業【スポーツ課】
事務事業の内容	【野外センター活用事業】 平日は市内小中学校の自然教室事業を実施し、土曜・日曜日を中心に一般個人・団体が野外センターを利用します。 【野外センター開放事業】 安城市の野外センターは、作手野外センターと茶臼山野外センターの 2 箇所にあります。 6 月から 9 月まで、小中学校が利用をしない日を一般に開放し、多くに市民の方に利用してもらっています。一泊二日で、ファミリーキャンプも計画しています。
意見	・安城市の小中学生が野外活動を体験する機会を得ていることは理解できたが、その教育効果の詳細な把握がなく、あとづけの理由で「不便な生活の体験」と言っているように感じた。

	・災害時などの教育的意義を強調するのであれば、どれくらいの整備が必要でそれ以上は必要がないことを積極的に説明すべきだと考える。 ・野外センターが2か所必要だというのであれば、例えばより整備されている方を小学校で、より整備されていない方を中学校で、など、成長の段階にあわせた整備と活用を検討してはいかか。整備の特長の違いがあったほうが、開放事業についてもより進展できるのではないか。
今後の課題	・「学校教育の一環」という理由で精神論や希望的観測を示すだけではなく、小中学生また学校及び一般市民の認識と期待とニーズを把握し、支出の必要性について市民の理解を得る努力をしていただきたい。 ・安城市の整備いかんによってその施設が存在する地域との交流が生まれることにもなる施設であることを踏まえ、当該地域との連携を進めるとともに、安城市民の考えやアイデアを事業に取り入れて、指定管理者制度を含め、管理運営するしくみを検討していただきたい。 ・地域間交流を積み重ねてきた根羽村の施設活用についても検討していただきたい。
評価結果	現行どおり

事務事業名	5 屋外体育施設管理事業【スポーツ課】
事務事業の内容	市民が利用する施設（総合運動公園内体育施設・和泉公園運動広場・西部グラウンドゴルフ場）の整備及び管理を行います。
意見	・安城市の「健幸都市」構想またエコサイクルシティ計画などとの関係を意識した施設管理が進められるべきである。 ・成果指標として累計利用者数が示されているが、新規の利用者の把握に努め、公的施設として一部の人のみの利用に資することのないようにしていただきたい。また、どのような利用者がどのように利用しているのかについても把握に努め、高齢者、障害者、また様々に異なる就労状況など、多様な市民のニーズに応える施設管理が望まれる。 ・駐車場については、拡大だけではなく、駐車場の有料化も検討に含めるなど、利用者自身に車以外でのアクセスを促す工夫を進めていただきたい。
今後の課題	・「健幸都市」構想やエコサイクルシティ計画の中で重要な役割を担う施設の管理事業として、利用者状況を把握し、高齢者や障害者を対象とした施設の積極利用や市内の事業所への施設利用の働きかけなど、新たなニーズの掘り起こしを行いながら、施設の目的と実現すべき目標を明確にし、利用度を高める戦略を検討していただきたい。 ・公共交通機関や自転車利用を前提として、他の部署と連携し、あんくるバスのコースや時刻の変更、自転車道や駐輪場の整備を検討することで、根本的

	な改善を図っていただきたい。
評価結果	現行どおり

事務事業名	6 文化財保護事業【文化振興課】
事務事業の内容	安城市内の文化財を保護することを目的とする事業です。 本事業では、文化財保護委員会運営と文化財指定、史跡説明看板整備、害虫駆除のよる天然記念物保存等を行っています。また、国指定史跡本證寺境内整備事業についても本事業で進めています。
意見	・市公式ウェブサイト「望遠郷」の「安城市埋蔵文化財センター」のページが7月15日にリニューアルされ、大変見やすくなったことは高く評価できる。埋蔵文化財を含めた文化財、遺跡等は一度破壊されると元に戻すことはできない。文化財保護は市民の理解が欠かせない事業であるがゆえに、このような情報発信は必要不可欠である。 ・単に文化財保護をするだけでなく、講座や体験会などの実施や市民サポーターの養成・育成など、市民参加・市民協働とさらに結びつけていくべきである。 ・ICT技術も積極的に取り入れ、情報の更新や情報発信に掛かるコストを抑えるとともに、ここに来ないと体験できないというような事業にしていきたい。
今後の課題	・文化財保護には市民の理解と支援が欠かせないが、そのためには、学芸員の専門知識をわかりやすく市民に伝える仲介者の存在が重要である。その仲介者を養成する講座などの開催を進めていただきたい。また歴史博物館は指定管理となっているが、その決定において、仲介者としての能力とともに、市民の活用とボランティア団体の育成も考慮していただきたい。 ・AR（Augmented Reality・拡張現実）などICT技術を積極的に活用し、文化財が今を生きる私たちにどう繋がっているのかを示す取り組みをしていただきたい。 ・他部署や市民活動団体等と連携し、安城市内の施設や遺跡等を人が回遊し、商店街等も活性化する施策を進めていただきたい。中心市街地に設置される（仮称）図書情報館、歴史博物館、本證寺（歴史公園）、デンパークなどを、ウォーキング・サイクリング・あんくるバス等で効果的に活用できるようにしていきたい。
評価結果	現行どおり

事務事業名	7 地域包括支援センター運営事業【高齢福祉課】
事務事業の内容	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的、継続的な支援を行う地域包括ケアを実現することを目的として、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）を実施するとともに、予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等ができるよう介護予防支援事業を行います。
意見	・高齢化の進行の中で、制度自体が目まぐるしく変わっていることもあり、制度自体の説明となり、「安城版」地域包括ケアシステムについては十分に示されなかったと思われる。 ・「安城版」地域包括ケアシステムの特長と、実現のための課題がわかりにくかった。要支援者・要介護者自身の生活・暮らしがどう良くなるのか、その家族また地域はどう住みやすく暮らしやすくなるのかを示し、担い手が何をすべきかを市民に示す必要がある。
今後の課題	・「安城版」地域包括ケアシステムの「安城版」と言える部分を、周知・広報していただきたい。自助の部分と共助の部分、そして公助の部分を明確にし、市民が、自分が何をすべきなのか、町内会や福祉委員会等が何をすべきなのかを認識するような情報発信をしていただきたい。 ・行政として、町内会や福祉委員会、医療機関、福祉事業者、社会福祉協議会などが十全に協働できる環境づくりを進めていただきたい。 ・町内会に過度の負担がかからないように配慮としくみづくりを実現していただきたい。
評価結果	拡充

3 総括的な意見

・ 7事業のうち6事業が「現行どおり」、1事業が「拡充」という判断となったことには、市民が安城市の現在の取り組みを肯定的に受け止めていることが示されている。ただし、各事業の担当部署が検証をしながら進行しているかどうか、他の部署と連携を十分に取っているかどうかについては懸念がある。よりよい事業推進・展開のためにも、市民の視点で事業を見直しながら推進していく姿勢と部署間の連携の強化が必要である。

・ 野外センターについて、「野外センター活用事業」（学校教育課）と「野外センター開放事業」（スポーツ課）の2つの所管が説明したことで、市民の理解は深まった。部署間の連携の一つの表れとして評価できる。

・ 担当職員の説明は総じて、前年度よりも工夫され、ビジュアル的にも見やすくわかりやすく示されていた。事業に取り組む職員のモチベーションの表れを市民が感じる機会となったと考える。職員の新人研修の一環としてレビューの傍聴を入れたことにも大きな意味があると思われる。

・ レビューの本来の目的である「見直しと評価」のためには、事業のねらいは何か（関連事業の中での本事業の位置付け）、なぜ必要なのか、それによって市民の暮らしはどう良くなるのか、費用対効果はどうなのか、手段・手法が適切なのか、課題は何か、などの論点整理が必要である。

・ 各事業の「市民への広報活動や周知」が十分とは言えない。市民参加と市民協働という手法を、各事業の広報活動と周知だけではなく、各事業の検証・検討においても活用し、「そもそも、この事業はなぜあるのか、何をしたいのか」を明確にしながら、より効果的に事業が進められることを期待したい。

・ 町内会には防災・防犯、生活道路整備など、さまざまな場面で大きく貢献していただいている。今後は、町内会に対し過度の負担にならないよう、市民活動団体や NPO 法人と連携するなど、市民協働のあり方とあわせ、仕組みづくりを検討していただきたい。